

第65号【令和7年3月】

発行：東京二十三区清掃一部事務組合

編集：総務部総務課

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

TEL 03(6238)0613~5 FAX 03(6238)0620

東京二十三区清掃一部事務組合は、
循環型社会の形成を目指しています。

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備工事について



周辺地域の環境対策や、選別精度の向上により最終処分量の削減を図るため、中防不燃ごみ処理センター第一プラント跡地に、新たな中防不燃・粗大ごみ処理施設を建設しています。

〔工事概要〕

工事場所 東京都江東区海の森二丁目4番79号

敷地面積 約85,700㎡

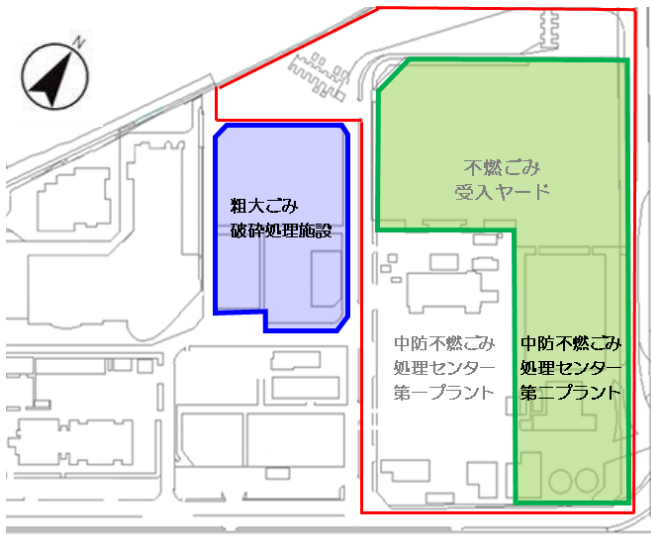
工期 令和5年9月27日～令和10年1月31日

施工者 極東開発・東急・岩田地崎特定建設工事共同企業体
プラント 処理能力420トン/6時間(210トン/6時間×2系統)

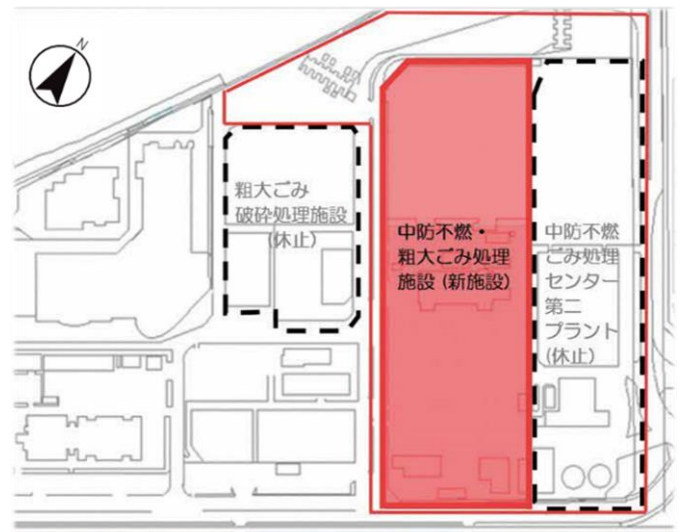
整備工事内容

工事前後の施設の設置状況を下に示します。現在稼働している粗大ごみ破碎処理施設と中防不燃ごみ処理センター第二プラントを操業させながら、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの建築物・プラント設備等を解体・撤去し、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を建設します。

なお、新施設しゅん工後、現在稼働している施設は休止し、災害発生時の廃棄物処理に備える計画です。



工事前(施設の設置状況)



工事後(施設の設置状況)

□ : 整備工事範囲 □- - : 休止施設

工事工程

解体工事は令和6年1月から開始し、既設計量棟・汚水処理施設を除き完了しました。現在は、新施設の建設工事を進めています。

| 工事種別 | 令和5年 | | | | 令和6年 | | | | 令和7年 | | | | 令和8年 | | | | 令和9年 | | | | 令和10年 | | | | | | | |
|---------|------|---|---|----|------|---|---|----|------|---|---|----|------|---|---|----|------|---|---|----|-------|---|---|----|--|--|--|--|
| | 3 | 6 | 9 | 12 | 3 | 6 | 9 | 12 | 3 | 6 | 9 | 12 | 3 | 6 | 9 | 12 | 3 | 6 | 9 | 12 | 3 | 6 | 9 | 12 | | | | |
| 解体工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | 注1 | | | | | | | | | | | |
| 建築工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プラント工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外構・植栽工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 試運転 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

■ 解体工事工程

■ 建設工事工程

注1 既設計量棟・汚水処理施設解体

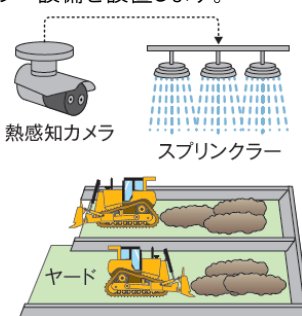
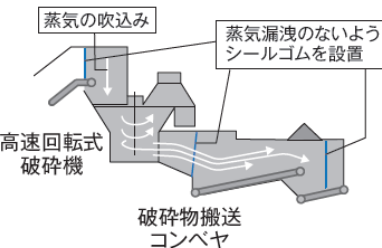
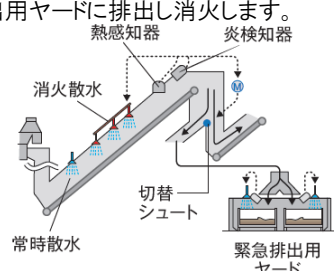
新施設の特徴

新施設は、「周辺環境に配慮し、循環型社会の形成に貢献する施設」を基本コンセプトとします。

| | |
|------------|---|
| 効率的で安定した処理 | 独立した2系統とすることで、1系統が停止した場合でも、もう1系統だけで処理ができます。また、不燃ごみと粗大ごみの処理時間帯を分け、処理する機器を共通化し設置機器の数を削減します。 |
| 最終処分量の削減 | 鉄やアルミ等の資源をできる限り回収し、最終処分量を削減します。 |
| 環境保全への配慮 | 作業エリアを全て建屋内とすることで、騒音や振動の低減、臭気対策など環境保全に配慮します。 |

新施設の火災対策

コンベヤ内に散水装置を設置するほか、新たに熱感知カメラに連動するスプリンクラーを設けるなど火災対策を強化します。安定処理を行うためリチウムイオン電池等の二次電池は、適正な分別にご協力をお願いします。

| 受入貯留と搬出貯留ヤード | 高速回転式破砕機 | コンベヤ系統 |
|--|---|---|
| 熱感知カメラにより起動するスプリンクラー設備を設置します。  | 蒸気防爆設備により、内部の酸素濃度を低下させ、発火を防止します。  | 常時散水装置を設置するほか、炎検知器及び熱感知器で起動する消火散水装置を設けます。それでも消火されずに燃えているごみは切替シュートにより緊急排出用ヤードに排出し消火します。  |

整備工事進捗状況

令和6年に行った解体工事の状況を紹介します。

解体工事に当たって、ごみ収集車両の搬入動線を切り替えるため、支障となる大型標識を撤去しました。その後、受入貯留ヤード棟など既存施設の建屋解体を行いました。



搬入車両動線を切り替えるため大型標識を撤去。作業は、搬入に影響のない日曜日に実施。



屋根解体は、鉄骨等を適切な範囲(ブロック)で切断し、移動式クレーンで吊り下げて進めました。

建屋解体後には、プラント機器を設置していた基礎の解体工事を CD 工法で行いました。
建設工事開始に向けて、大型重機が通行できるように地盤改良を行いました。



CD 工法とは、ケーシング(鋼管)を回転させながら地中障害物を隔離し、掘削機械でケーシング内の障害物を撤去する工法。



建設工事で使用する 200t クローラークレーン等の工事用車路とするため地盤改良を実施。

◎建設部建設課 電話 03 (6238) 0943

東京二十三区清掃一部事務組合議会

【江戸川清掃工場及び東京貨物ターミナル駅を視察しました】(令和6年12月26日)

江戸川清掃工場では、工事概要の説明を受けた後、建替工事が進む工場棟の現場視察を行いました。続いて能登半島の災害廃棄物を積んだコンテナを東京へ輸送している、日本貨物鉄道株式会社の東京貨物ターミナル駅に移動し、コンテナホーム等を見学しました。



江戸川清掃工場(建設現場)



東京貨物ターミナル駅(コンテナホーム)

東京二十三区清掃一部事務組合議会【報告】

◆令和6年第2回臨時会(令和6年12月18日開催)

| 番号 | 件名 | 概要 | 結果 |
|-------|---|--|----|
| 議案 22 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 令和6年特別区人事委員会勧告を踏まえ、一般職員に係る給料表等を改定する。 | 可決 |
| 議案 23 | 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 会計年度任用職員について、一般職員の改正内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定する。 | 可決 |
| 報告 6 | 専決処分した事件の報告について | 新江東清掃工場補修工事において更新機器の生産遅延により工期内施工ができず契約内容を変更したため。 | |

◆令和6年第4回定例会(令和6年12月26日開催)

| 番号 | 件名 | 概要 | 結果 |
|-------|----------------------------------|---|----|
| 議案 24 | 令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第3号) | 補正後予算額 1,023億7,286万6,000円 補正予算額 24億0,000万0,000円(増) | 可決 |
| 議案 25 | 東京二十三区清掃一部事務組合施設整備基金条例 | 清掃工場等の施設整備に要する資金に充てる基金を設置するため、条例を制定する。 | 可決 |

| | | | |
|---------------------|--|---|----|
| 議案 26 | 墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について | 焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額 3億9,050万円 相手方 カナデビア株式会社 | 可決 |
| 議案 27 | 江戸川清掃工場建替工事請負契約の契約変更について | 賃金又は物価の変動に伴う契約金額の変更を行うため 変更前契約金額 606億0,180万5,000円 変更後契約金額 623億6,579万8,000円 変更増減額 17億6,399万3,000円(増) 相手方 カナデビア・竹中特定建設工事共同企業体 | 可決 |
| 議員 提出 議案 1 | 東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 | 特別区における議員報酬の額等との均衡を図るため、議員報酬及び期末手当の額を改定する。 | 可決 |

◆令和7年第1回定例会（令和7年2月27日開催）

| 番号 | 件名 | 概要 | 結果 |
|---------------------|--|--|----|
| 議案 1 | 令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第4号） | 補正後予算額 1,012億2,600万0,000円 補正予算額 ▲11億4,686万6,000円（減） | 可決 |
| 議案 2 | 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算 | 予算額 1,046億0,600万円 対前年度比較 49億1,300万円（増） | 可決 |
| 議案 3 | 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について | 特別区分担金額 520億円 対前年度比較 40億円（増） | 可決 |
| 議案 4 | 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行による地方自治法改正に伴い、規定を整備する。 | 可決 |
| 議案 5 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する。 | 可決 |
| 議案 6 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 子育て部分休暇の新設及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する。 | 可決 |
| 議案 7 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 子育て部分休暇を導入するにあたり、部分休業承認時に取得時間の調整が必要な休暇として追加を行う。 | 可決 |
| 議案 8 | 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例 | 特別区が組織する他の一部事務組合の常勤副管理者の給料等との均衡を図るため、給料月額及び期末手当の支給割合を改定する。 | 可決 |
| 議案 9 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 国の給与制度との均衡等を踏まえ、23区と同様に、再任用職員に住居手当を支給する。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する。 | 可決 |
| 議案 10 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | 雇用保険法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する。 | 可決 |
| 議案 11 | 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例 | 行政財産の使用を許可する場合の使用料を、特別区における公園占用料等の改定に合わせて改正する。 | 可決 |
| 議案 12 | 和解について | 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して当組合が被った損害（令和4年度分）について、賠償金1,314万6,320円で和解する。 | 可決 |
| 議員 提出 議案 1 | 東京二十三区清掃一部事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例 | 常任委員会の委員定数を見直し、及び委員会のオンラインによる開催を可能とする。 | 可決 |
| 議員 提出 議案 2 | 東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則の一部を改正する規則 | 常任委員会のオンラインによる開催を行うための手続等を定め、また、議員の欠席事由を明確化する。 | 可決 |
| 議員 提出 議案 3 | 東京二十三区清掃一部事務組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例 | 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い規定を整備する。 | 可決 |
| 報告 1 | 専決処分した事件の報告について | 江戸川清掃工場建替工事において、地中障害物の撤去処分及び汚染土壌対策を行い、契約内容を変更したため。 | |

◎議会事務局 電話03（5210）9729

| |
|-------------|
| 印刷物登録 |
| 令和6年度 第124号 |